

電気柵等購入補助金交付制度について

町内の農地及び山林等に鳥獣侵入防止柵（電気柵・ネット柵・金網柵など）を設置された方に、購入費用の一部を補助いたします。

1. 補助対象資材

電気柵、ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、防草シート、その他付随する器具
※帰還困難区域においては、電気柵の設置は不可

2. 補助対象者

町内に田、畑及び山林等を有する者（1回/年まで）

3. 補助額

電気柵等購入費 (年/1回まで)	補助率	上限額
	購入費の1/2 (千円未満の端数切捨て)	60,000円

4. 申請手順

①富岡町役場産業振興課へ相談

※設置場所・設置後の管理方法等によって対象とできない器具があるため、事業の使用を検討する場合はまず役場へご相談ください

②販売店で電気柵等を購入し、設置する

※領収書の他、購入品の内容が分かる納品書、パンフレット等をもらう。

③購入・設置後速やかに、町（産業振興課）へ以下の申請書類等を提出する

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 領収書及び納品書（資材費の特定できる明細を添付）、パンフレット等
- ・ 設置箇所の位置図
- ・ 設置後の写真（全体及び主要部分）
- ・ 町税に未納がないことの証明書

④申請書類等を審査し、適正と認められた場合、町から申請者へ交付決定通知書（様式第2号）及び電気設備の安全な設置方法を記載したパンフレットを送付する

⑤申請者は交付決定通知書の受領後、補助金交付請求書（様式第3号）を提出する

【 問合せ先：富岡町役場 産業振興課 農業振興係 0240-22-2111 】